

## (1) 削除された発言部補充（外枠なしの記録）原稿

歴史教科書の採択について(平成 22 年 3 月 12 日)

○ 議長(石橋源一) 再開をいたします。

12 番中村善吉議員の登壇を許します。

(12 番 中村善吉議員登壇)

○ 12 番(中村善吉議員) 私の質問は、歴史教科書採択についてであります。

昨年、第 3 回定例議会で、本市の歴史教育方針を伺う目的で、管内採択協議会に提出する採択作業の前段で行われた本市での教科書選定の結果等を質問しましたが、その御答弁がなく、管内採択協議会で東京書籍(東書)を採択した結果だけの御答弁でしたので、通告書に基づき質問するものであります。

今回は、特により具体的に本市の教育方針を伺う意味から、情報公開資料を参考にしながら、一部希望も交えながら質問させていただきます。

情報公開資料で知ったことですが、管内採択協議会での会長は本市の教育長であることを知りました。責任重大であると考えています。

本質問の説明に入る前に、ほんの二、三分、昨今の歴史教科書、以後「教科書」と申し上げますが、教科書事情を最近の関係報告資料を参考に紹介し、次に移らせていただきたいと思います。

教科書内容に直接関係する近現代史を見ますと、次のようになります。

日本と同じ国益を有する米英から日露戦争の莫大な戦費(国家予算の七、八倍の大半)の協力を受けましたが、我が国のインテリジェンス・リテラシー(ここでは情報分析力)不足から、その行為を反故にした外交上の失敗から満州事変を招き、後ほどマッカーサーが証言していますが、日本の安全保障のため進出した満州、朝鮮半島から日本を追い出すため、我が国はコミニテルン(世界共産党組織)の中国共産党側の謀略で支那事変(日中戦争)を仕掛けられ、その途中で、さらに日本つぶしにアメリカ政府の中枢にいたコミニテルン系のニューディーラーが大統領を動かして大東亜戦争(太平洋戦争)を仕掛けられ、窮鼠猫をかむ思いで参戦したら原子爆弾で息の根をとめられ、昭和 20 年 8 月 15 日に武器による戦争は停戦となり、連合軍の占領下に入りました。

問題は次からであります。占領の直後からマッカーサー(実際は GHQ に移動してきた大統領を動かしたニューディーラーが主体)によって、追撃戦の東京裁判(同時に検閲も含む)が開始されました。東京裁判は、単なる追撃戦ではなく、その本質は戦争犯罪国家意識を植えつけて、日本人の正義を破壊する戦いで、「アイデンティティー・ウォー」と言われています。その他、憲法改正、教育基本法の改正など明らかに連合軍の国際法違反行為は省略します。しかし、その占領期間は、講和条約が発効する昭和 27 年 4 月 28 日(国際法上の終戦日)までの約 6 年 7 ヶ月でありましたが、その効果は絶大で、その後遺症は歴史教育に

よって補充され現在に至っています。

ここで、教科書との関係ですが、このアイデンティティ・ウォーのねらいが、一部の教科書を除いた大半の教科書に生かされているようあります。したがって、大半の教科書はアイデンティティ・ウォーのツールでもあるようあります。以上です。

書く教科書の評価に関しましては、昨年の一般質問の前に 9 社分のそれは当局に提出済みですし、多くの参考資料もございますので、ここでは省略いたします。

なお、もし反論がございましたら、機を改めまして、この議場で拝聴させていただければ幸いに存じます。

前置きが長くなりましたが、質問の説明に移らせていただきます。

私の質問は、大きく 4 問、具体的には 3 問に二、三問小問が含まれますので、全体で 9 問ほどになります。

まず 1 番、「歴史教科書選定・採択の配慮点について」であります。ここでは 3 小問あります。

まず最初として、検定基準の近隣国化があります。売国奴的政治家によって、検定基準に近隣諸国条項が導入され、(実質的に) 教科書は歴史よりも政治を優先する中国と韓国の検閲を受けるようになりましたが、それへの配慮はいかが、であります。

次に、2 番目として、内容には国柄の維持等が挙げられ、我が国の歴史の特徴である天皇と安全保障問題との関連等が教科書に掲載されているか、であります。

最後、3 番目ですが、教科書が教育基本法や学習指導要領の趣旨に反していないことへの配慮は、ですが、特に説明は不要と思います。

したがって、現在、検定通過だけでは十分な教科書とはいえません。十分条件ではありません。

次の(2)、(3)問は情報公開資料を参考に質問するものであります。特に(2)の本市の前段選定作業については、本市の教育委員がいかに主体性を持って本市の歴史教育の方針にふさわしい教科書を選定したかを、その前段作業結果を 3 小間に分けて伺うものであります。

本市の中学校及び県教委からの参考資料をいかに評価したかも伺うものであります。中学校及び県教委からの参考資料を一読しますと、教科書の特長とか教科書として具備すべき内容への指摘がほとんどないことを感じたからであります。

(2)の最初で、教育委員の教科書調査書の有無について調べましたら、不存在でしたが、その意味は何でしょうか。

(2)の 2 番目では、まず、市内 4 中学校から教科書推薦書への疑問で、その中に「内容のバランスがよい」との評価でしたが、そのバランスの内容は何か。また、「当初活躍した有名人物をテーマ学習に云々」とありますが、その人物の活動分野は何かを伺うものであります。

次に、市内 4 中学校からの教科書推薦及び県教委からの教科書評価書の中に、我が国の歴史の象徴である天皇と安全保障との関連等が教科書に記載されているかをチェックした

かも伺うものであります。

3番目では、本市の会議録についてであります、どの教科書をどのような理由で選定したか記載されておらず、肝心の教育委員の発言者が皆無とは理解できないので伺うものであります。

(3)当管内採択協議会(会長は本市教育長)での会議録についてでありますが、まず、本市教育委員会の場合と同様、各教科書について、我が国の歴史の特徴である天皇と安全保障問題との関連等が教科書に記載されているかをチェックしたか、さらに、各自治体から推薦してきた出版社名と集計結果と、どのような理由で東書を採択したかが記載されていないので、伺うものであります。

最後に、(4)本市における教科書の解釈についてでありますが、(教科書の記述内容の紹介で、教育長の歴史教育への関心度を伺う意味から)ここでは2小問あります。

まず最初として、東書では日常経験する事項が説明しがたいので、多くの事例の中から次の4例について、本市の歴史教育方針ではどう説明するかを伺います。

まず、遷都1300年祭であります。先月6日、本市と奈良市とで友好都市協定を結び、新たな歴史の1ページをつくり、翌日河北新報には満面の笑みを浮かべた市長の写真が印象的でした。しかし、ここでは、祭りそのものではなく、東書には遷都前の藤原京の記述がないことであります。初めて中国に倣ってつくられた大規模な都の建設だったこと、聖徳太子の新政以来の国づくりが完成に近づいたこと、さらに、日本という国号が用いられるようになったことなどがないことであります。歴史の流れをどう理解させるのか。

次に、多賀城政府跡です。教科書の41ページに、「歴史にアクセス、蝦夷の抵抗」の別刷りに、「蝦夷の指導者アテルイが捕まり、朝廷に連行され、征夷大将軍・坂上田村麻呂が朝廷にアテルイの命を助けるように強く頼んだが、聞き入れられず、アテルイは河内国で処刑されました」とあります。これで観光客に尋ねられたら返答に窮します。「多賀城政府跡は血も涙もない時の政府の館跡です」とは言えません。政府跡史跡を最大限に生かした観光スポットに創造しようとしている一方で、この掲載はいかがなものでしょうか。先ほどコスモスの話が出てきましたけれども、私たちは一昨年のDCにあわせてコスモスを植えてきた人間です。以上です。

それから、次に、3番目、南京大虐殺が188ページに掲載されています。私自身この席で、それはプロパガンダであることを紹介したことがあります。南京城は本市の2倍の面積ですが、日本では奈良といえば大仏、京都といえば古都と同様に、中国では昔から南京といえば大虐殺の歴史で有名であります。これがプロパガンダに利用されたものと考えています。それよりも何よりも、本市には当事件の生きた証人の方がおられます。占領3日後に入城し、場内の平和な状景を目にしています。現在96歳で、自転車にも乗り元気な方で、大虐殺を否定していますが、どうでしょうか。

最後、4番目に、シベリア抑留も隠されているところです。東書では、さきの大戦では日本は無条件降伏、有条件的ポツダム宣言を無視していますが、シベリア抑留はポツダム宣

言第9条違反になります。抑留被害者は旧厚生省発表よりも多く約105万人強、飢えと寒さで犠牲になった方々は約37万人強、氷の原爆だったそうであります。今回も本市にはシベリア抑留の生きた証人の方がおります。現在83歳、ひなびた家のミニチュア模型作りを楽しむ元気な方です。この実態をどう説明するのでしょうか。

最後の(4)の問題の2番目ですが、中学校から歴史の授業後、感想文の提出はいかがかであります。かつて本市では感想文等の提出がないようでしたら、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。先ほど大半の教科書事情の一面を紹介しましたが、教科書研究センターほか複数資料を参考にしますと、今日の教科書がまずねらっているのは、中国と韓国・朝鮮、特に韓国・朝鮮に対して日本を下位に位置づけること。次いでねらっているのは、もちろんの「悪行」を強調すること(東京裁判史観)によって日本人の自尊感情を破壊することである。つまり愛国心を破壊することであるようあります。しかし、本市の歴史教育方針とは無関係であることを信じて、第1回目の質問を終わります。

- 議長(石橋源一) 市長の答弁を求めます。市長。

(市長登壇)

- 市長(菊地健次郎) 中村議員の御質問に対しましては教育長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長(石橋源一) 教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

- 教育長(菊地昭吾) 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の歴史教科書の選定・採択の配慮点についてでございますが、その中で、検定基準がアジアの近隣諸国との関係でゆがめられていないか、国体を維持するものか、内容が法律や学習指導要領の趣旨に合っているのかなどについてでございますが、学習指導要領の趣旨に沿って検定されたものであることから、ご指摘のような心配はいたしておりません。また、選定・採択についても、国の基準、県の指導を踏まえて行っております。

2点目の本市の前段選定作業についてでありますが、その中で、教育委員会の会議録に教育委員の教科書の調査書及び選定した教科書名がなかったとのことですが、教育委員には、教科書の展示情報を提供するとともに、各委員の日程に従って見てもらうこととしており、調査書というような形式はとっておりません。

また、各中学校からの推薦書の中身は、とのことでございますが、これにつきましては、議員からの情報開示請求に対する回答として学校としての資料を差し上げておりますので、ご承知のことと思います。そのようなことで、個々の教員については詳細は求めておりません。

3点目の情報公開資料・当管内採択協議会での会議録についてでありますが、その中の検定基準がアジアの近隣諸国との関係でゆがめられていないか、国体を維持するものなのか、内容が法律や学習指導要領の趣旨に沿っているのかなどについては、1点目と同じであります。

す。

4点目の本市における教科書の採択についてであります、この中の個別の歴史的事項について、現在主要の教科書では説明しにくいのではないかとの指摘についてであります、そのような懸念はないと考えております。

また、中学生に歴史の授業後、感想文を書かせ提出させるとの御提案であります、指導法については教師の多様な創意工夫にゆだねられるべきであると考えております。

なお、後段の南京大虐殺、シベリア抑留、アテルイ等々については、質問の本旨に遊離しておりますので、回答しかねますので、よろしくお願ひします。

○ 議長(石橋源一) 中村議員。

○ 12番(中村善吉議員) まず、最初に感じたことは、なんだかわからないけれども採択したという感じがしました。もう少し具体的に、私が最初に聞いたのは、検定基準とか、それからどうしても歴史の教科書になくてはならない事項というのがあるはずです、日本の歴史の教科書として。それから、教育基本法と学習指導要領にあつてはいるかどうか。それを見ますと、私が見ますと、そのように思えません。

この間の教科書の評価書、これは8社ですが、実際は9社の評価したやつが載っていますけれども、こういう資料を教育委員会の方にお配りしてありますね。それ尾<sub>w</sub>見ますと、どうもそのように思えません。

それから、本市で作った会議録の中に、集計が載っていませんね。それから、4中学校からどういう教科書がどのような頻度でのってきたのか、それで本市でどの教科書を選定したのかも載っていない。私はこれを聞いていますけれども、今、教育長の答えがなっていません。

それから、同じように、管内採択協議会でどのような教科書がどのように各自治体から上がってきたか、それから、なぜ東書に決めたか、その理由も全く載っていません。それはまずいと思います。それも御答弁願いたいと思います。

それから、南京大虐殺とかなんとかって、普通に日常で経験することが教科書を見て全く別なことが書いてある。それはいかがなものかと。私はそれで今質問しているわけです。だから、シベリア抑留も、現に私、時々言って話をするんですけども、30分ぐらいいつも聞かされているんです。そういうことで、そういう日本人として経験したことが教科書に載ってこない、それはいかがなものかと、それを感じております。

それから、特に、最初に読んでもよろしいでしょうか。——以上です。お答えください。

○ 議長(石橋源一) 教育長。

○ 教育長(菊地昭吾) 学習指導要領に準拠していないんではないかというふうなことは、ちょっと当たらないです。検定は、学習指導要領を踏まえて検定制度があって、そしてこの教科書行政が成り立っているというふうなことでありますので、そういうふうな指摘は、指導要領にすべて合っているというふうな前提のもとに、この教科書選定制度が成り立っているということです。

それから、管内、管内、といいますか仙台地区というふうな表現をしておりますが、13市町村の状況については、その中身に私は立ち入ることができませんが、開示請求があれば、当然お出しすること、特に仙台地区の開示関係については、事務局は現在多賀城ですから、事務局である多賀城の開示請求の手続きに従ってやるというふうな了解をとっておりますので、どうぞ請求を出していただきたいというふうに、そうすれば手元にある資料の開示に触れることができるというふうに思います。

それから、もう一つ、後段のこと、詳細についてですが、ここは教科書の各項目に従って、内容に従ってお話し合いをする場と審議会とは違うんではないかというふうに私は思っていますので、それについてはここでどうのこうのというふうなことはありませんので、よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長(石橋源一) 中村議員。

○ 12番(中村善吉議員) 先ほど細かいことは云々とおっしゃいましたけれども、教科書を読む場合には、一字一句抜かさずに読むんですよね。それで子供たちが勉強するわけですね。だから、そういう立場で採択する場合、選定する場合には、資料を調べる必要があるだろうと、私はそう思いまして、ここにも書いてお配りしておりますよね。一字一句教科書は読むものですよと、そういうことがあります。

それから、先ほどもお願ひしたように、もうお尋ねしましたけれども、多賀城市内ではどういう教科書に何点集まったか、私はそれを開示請求しておりますよ。理由も聞いたんですけれども、まだないですよ。それがないです。

それから、昨年の一般質問する前に、ある教科書研究センターが、全体を通して8社、具体手には8社ですけれども、内容的には9社です。それで、私わかったんですけども、多賀城市内では教育出版、これが一番多かったようですけれども、後から言ってくださいね。その教育出版の特徴はどういうことか、それから東京書籍、その特徴はどういうことか、これを今ちょっと読み上げますので、参考にしていただけますか。私はこれは全部正しいとは言いません。だけど、私が理想とする自由社も結構批判されておりますので、そういうことです。

ですから、まず、教育出版の特徴。「日本解体思想は弱いが、共産主義思想に基づき、韓国を祖国とする。教育出版にとって祖国は韓国・朝鮮のようである。例え7世紀の高句麗について、『隋や唐からなども侵略を受けましたが、そのたびに打ち破りました』と記している。この華夷秩序思想の背景には共産主義思想がある。民衆対少数の支配の図式で歴史が語られ、一揆が強調されるし、ロシア革命は美化されている。そして、何と国家とは村の財産を自分の物にした横領者がつくったとされている」と。これが教育出版の評価です。

それから、東京書籍、これ比較のためにご披露いたします。東京書籍です。「日本解体思想は弱いが、華夷秩序思想と共産主義思想を代表する」と。これが見出しえす。「東京書籍は最も理論的に中国への隸属を説く教科書である。東京書籍は華夷秩序思想について、周辺諸国が中国に対して朝貢し、かわりに中国が王として任命する関係として説明する。そ

して日本も中国から王を任命してもらう被冊封国家、属国であったと偽装するに熱心である。また、東京書籍は、共産主義思想にどっぷりつかっており、ロシア革命を賛美し、フランス人権宣言を国民主権でなく」(「わかりやすく言って、簡便に」の声あり)あと二、三行ですから。「ロシア革命を賛美し、フランス人権宣言を国民主権ではなく人民主権を規定したものと歪曲している。さらに東京書籍では、いまだにポツダム宣言受託を無条件降伏と位置づけ、日本は敗北したからアジアは開放されたという米国流の歴史観を表明している」と、こういうふうな一般の人が、中立の立場で、私もこのように思っているんですが、中立の立場で評価しているんです。そういうことの配慮が全くなき。私はそれはちょっとこれから改めていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 議長(石橋源一) 教育長
- 教育長(菊地昭吾) 前段だけ御回答いたします。

開示というふうなことですが、市内の選定のことについて、あとは管内の各市町村から出てきたことについては、先ほど申し上げましたとおり、開示の請求を出していただければ、当然手元にお届けしますので、よろしくお願ひします。

後段については、ちょっと私は見解を述べる立場ではございません。よろしくお願ひします。(「議長」の声あり)

- 議長(石橋源一) 藤原議員。
- 10番(藤原益栄議員) 私は、中村議員の発言の中に、極めて不穏当な発言が多々あったというふうに思うんです。例えば、冒頭に「我が国の教科書は、中国と韓国の検閲を受けている」と、そういうふうな発言もありました。文部科学省がやっていることについて、私どももいろいろ意見はあるんだけれども、しかし日本の教科書が中国や韓国の検閲を受けているという事実はないし、それから私は、日本の政府、文部科学省に対する侮辱だし、それから韓国や中国に対しても誠に失礼な発言だというふうに思うんです。それから、最後のところで引用していた文があるんですけども、そのいかなるところの文章なのかもはっきりわからないで、全く不正確なことを長々と引用していましたけれども、その点についても私は議会の品位の問題として削除したほうがよろしかろうというふうに思いますので、お取り計らいをよろしくお願ひいたします。
- 議長(石橋源一) 今、藤原議員から中村議員の一般質問の内容等について発言がございました。この取り扱いについては、お昼に議運を急遽開催をし、その取り扱いを検討したいと思います。